

名古屋市告示第163号

名古屋市青少年交流プラザにおける指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号
トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体
代表者 牧 野 武
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第 4条
に規定する使用料の徴収
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第 6条
に規定する使用料の還付
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8年 4月 1日
- 5 公金事務を委託した日
令和 8年 4月 1日

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課